

平成21年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成21年9月16日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成21年9月16日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号 平成21年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)(討論・採決)

日程第3 議案第2号 平成21年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)

日程第4 議案第3号 平成21年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)

日程第5 議案第4号 平成21年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)

日程第6 議案第5号 平成21年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)

日程第7 議案第6号 平成21年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
(討論・採決)

日程第8 議案第7号 平成21年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)

日程第9 議案第8号 平成21年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)

日程第10 議案第9号 平成21年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)

日程第11 議案第10号 平成21年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)

日程第12 議案第11号 平成21年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)(討論・採決)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号 平成21年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)(討論・採決)

- 日程第3 議案第2号 平成21年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)
- 日程第4 議案第3号 平成21年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)
- 日程第5 議案第4号 平成21年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)
- 日程第6 議案第5号 平成21年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)
- 日程第7 議案第6号 平成21年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
(討論・採決)
- 日程第8 議案第7号 平成21年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第9 議案第8号 平成21年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)
- 日程第10 議案第9号 平成21年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)
- 日程第11 議案第10号 平成21年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第12 議案第11号 平成21年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)(討論・採決)

出席議員(20名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 田中隆太郎君 | 2番 杉山 藤雄君 |
| 3番 神岡 光人君 | 4番 新山 玄雄君 |
| 5番 平野 和生君 | 6番 魚原 満晴君 |
| 7番 今元 直寛君 | 8番 広田 清晴君 |
| 9番 田村 三郎君 | 10番 尾元 武君 |
| 11番 中村 美子君 | 12番 中本 博明君 |
| 13番 魚谷 洋一君 | 14番 平川 敏郎君 |
| 15番 松井 岑雄君 | 16番 安本 貞敏君 |
| 17番 久保 雅己君 | 18番 布村 和男君 |
| 19番 小田 貞利君 | 20番 荒川 政義君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	坂本 薫君	議事課長	木元 真琴君
書記	吉岡 信二君	書記	林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	代表監査委員	相川 實君
副町長	岡村 春雄君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	石原 得博君		
総務部長	中野 守雄君	産業建設部長	平田 好男君
健康福祉部長	田村 敏範君	環境生活部長	松井 秀文君
久賀総合支所長	山本 定雪君	大島総合支所長	嶋元 則昭君
東和総合支所長	松岡 千春君	橘総合支所長	椎木 千明君
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
教育次長	村田 雅典君	公営企業局総務部長	河村 常和君
総務課長	西本 芳隆君	財政課長	奈良元正昭君

午前9時27分開議

議長（荒川 政義君） おはようございます。4日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

・

日程第1．一般質問

議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は4名であります。通告順に質問を許します。2番、杉山藤雄議員。

議員（2番 杉山 藤雄君） おはようございます。2番、杉山でございます。久しぶりに一般質問をさせていただきます。質問の事項は2つあり、一つは、新型インフルエンザの対策であります。もう一つは、下水道の台所ますの清掃のことです。

新型インフルエンザの対策については、新聞、テレビで連日のように報道されています。この9月の下旬から10月にかけて、あるいは年末にかけての大流行の兆しがあると言われております。国なり山口県の対策の概要については、新聞、テレビなどで知らされていますが、周防大島町の新型インフルエンザ対策についていろいろと御検討はされておるとは思いますが、具体的にお聞きしたいというふうに思っております。

1つが、感染の拡大防止の対策であります。人の多く集まる学校、病院あるいは老人施設、あるいは各種のイベント等から感染が拡大されてくると言われております。これらの感染拡大の防止対策について、具体的に説明をお願いしたいと思います。

2番目に、感染者、いわゆるインフルエンザにかかった人の治療対策についてお伺いいたします。大流行が始まると、住民の20から25%が感染するというようなことが言われております。その感染者のうちの1.5%の人が重症となって入院治療が必要になると言われています。

周防大島町の場合、人口2万人であります。最大の場合で4,000人から5,000人が新型インフルエンザに感染することも予想しなくてはなりません。そのうち、入院の必要な人が60人から70人出ることになると計算上ではなりません。軽症な人は、家庭での安静で治ると。タミフル等治療薬飲んで外出禁止して安静にしておれば治ると言われていますが、妊婦とか幼児あるいは持病のある人、あるいは高齢者などのハイリスク者、いわゆるインフルエンザに弱い人の入院は避けられないと言われています。

治療に当たり、医療機関と行政とは、この大型のインフルエンザ流行に対しては、治療の体系を、緊密なる連携が望まれています。本町といたしまして、そこら辺の万一の場合に対する具体的なひとつ対応をどのようにとるのが、御説明をお願いいたします。

3つ目に、医療機関の受け入れ体制であります。町内の3つの町立病院があります。民間も6件ぐらいあります。万一大流行が始まった場合、果たして医療機関の受け入れ体制は大丈夫でありますでしょうか。入院ベッドの数にも限度がありますし、既に平常では90%程度がベッドは満杯に近い状態にあります。インフルエンザ重症患者を入院させるための対応について、確保はどういうふうにしていくか、そこら辺の具体的な緊急的処置を説明願いたいと思います。

また、町立病院においては、医師の不足、看護婦の不足等もちよくちよく聞きます。また、医療従事者も一番先にワクチン等を打つようではありますが、やはり、大流行になると彼らも欠勤というか、仕事ができなくなることも考えられます。そこら辺の医療体系は万一の場合に備えてどのように考えておられるか、ひとつ説明をお願いいたします。

最後にワクチンについてであります。これも、新聞、テレビの報道であります。国内の国産品は3,700万人分ぐらいは用意できると。必要なのは5,400万人分であると。残りは輸入品で確保するというようなことが新聞、テレビで報道されております。そしてまた、ワクチンを

注射が10月に入ったら始まるということも報道されていますが、その注射も優先順位が既に国なりから発表されておりますが、周防大島町は全国一の47%ぐらいの高齢化率の高いところであります。ワクチンの確保の問題、あるいは優先順位の問題、そこら辺をどのような対策が出されておるか、ひとつ具体的に説明をお願いいたします。

こういうことが住民に周知徹底することによって、今いろいろと一番問題になっております新型コロナウイルスに対して、安心とまではいかないでも、不安が払拭されて、安心ある生活ができると思います。どうかよろしくをお願いいたします。

2番目に下水道の台所ます、私は通称台所場というんですが、台所から下水道へ直結するところにあるクリーンますというか、このますのことでお尋ねいたします。

本町の下水道は、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水等の下水道事業が約35%の家庭が整備されているというふうに聞いております。下水道の台所ますの清掃は、年に1回ぐらいは必要がありますよということが、つくった当時言われておるわけでありましたが、それから既に10年近くたっております、皆年をとってきて、年寄りの独り暮らしが、あるいは高齢者の暮らしが多いわけでありまして、大変このますの掃除に困っておるといって、何とかならんじやろうかというような要望があるわけでありまして。それで、特に、平素は1人、2人じゃけえ当分掃除をせんでもええんでありますが、盆、正月に家族がようけ帰ってくると一遍に汚れてしまう。若い人がきれいに掃除をして帰ってくるとこはええんでありまじょうが、年寄りが残されたところは、またこれが悩みの種になります。台所ますの掃除の必要なことはだれも理解はしておるわけでありまして、高齢者の世帯では大きなこれ一つの悩みであります。大変下水道が完備してようになった、ちいたあ銭が高いがようになったのうということで喜んでおるんでありますが、やっぱり年寄りの世帯では、あの台所ますの掃除が大変な苦痛になっておるといってをひとつ御承知置き願いたいと思います。

ところで、具体的に、台所ますの掃除について、実際どのように行われておるかひとつ具体的に各地の事例を説明願いたいということをお願いしておるわけでありまして、皆さんいろいろえらい人が多いんで、知恵者が多いんで、各家庭でそれぞれ英知を絞って掃除をしておるんじゃないかというようなことを言う人もおる。高齢者でも、そのますがきれいに掃除ができる方法があれば、ひとつそれを取り上げて、そして、そういう方法を町のほうで指導してもらえれば、年寄りの悩みもだいしょう少のうなるんじゃないかというような感じがしております。現状のますの掃除の実態はどうなっておるか、ひとつお尋ねしたいと思います。

それから2番目に、台所ますの改善もひとつ考えてもらいたい。特にその中で、台所は、新築の家はそうでもないですが、古い家は大体裏側の狭い通路といえ、人間がかつかつ歩けるような所にあります。足の悪い、腰の悪い人がそこにある台所ますの掃除をするのは大変なことであ

りまして、けがでもしそうなわけであります。それで、台所ますの位置の変更とか、あるいはもうちょっと簡単なもので、掃除のみやすいようなものにやりかえるというようなことは考えられないかということ。もう一つは、質問書には書いておりませんが、薬品で、あのますの中へ薬を入れて何とか処理はできんのかというようなことであります。EM菌でどうこうというような話も以前聞いたことがあります、最近は何れも余り使いよらんからあれはきかんのじゃろうというふうには思いますが、年寄りの使う量は大きいたことはないんじゃないから、薬品で何とか掃除ができないかということ。それから、どうしても手作業であれを引っ張り出して、そして、水道水で洗って、きれいにして元の状態でやらいけんのなら、人に頼まにやようせん人が大分出てきておるわけ。それで、個人的に頼むと、これがお礼をせにやいけん。汚い仕事じゃけえ何ぼお礼をしたらええか、いろいろと大変、やってもろうて喜んで、今度はお礼で悩んじょるといようなのも一つの実態でありますので、私は、台所ますの清掃をある程度委託業務というか、水道課のほうで、掃除がしたい人の委託業務を受けて、そして、一定の安い料金で掃除をしてやって、そして、老人世帯の台所ますの清掃を手伝うてあげたらというような考えあるんですが、そこら辺の台所ますの清掃のための部分的な業務委託ということについてどういうふう考えておるか、ひとつお尋ねしたいと思ひます。

以上、大変長々と質問の説明をしましたが、ひとつよろしく御答弁のほどお願いいたします。終わります。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 杉山議員さんの新型インフルエンザ対策についての御質問にお答えいたします。

新型インフルエンザの対応につきましては、6月の定例議会、また7月の臨時議会の行政報告でも少し触れさせていただいておりますが、4月28日に対策本部を立ち上げまして、現在もこの対策本部を継続し、対応を継続しているところであります。

まず、今現時点での一番大切なことは、予防に対する啓発啓蒙が一番大事ではないかというふうに思っているところでございます。この間、防災行政無線による発熱相談センターに関する放送、または啓蒙チラシの新聞折込、行政連絡組織を利用した全戸配布などで住民の皆様方への情報提供を行うとともに、各施設への手洗い励行掲示、主要施設への来客用消毒液の設置などの感染防止策を実施してまいったところでございます。さらには、公営企業局におきましては、発熱外来を設置するなど、感染者に対する対策も実施をしてまいったところでございます。

この後、新型インフルエンザは、感染性は強いものの毒性は弱いということで、厚生労働省は6月19日、従来の新型インフルエンザに関する運用指針を緩和し、それまでは発熱相談センターが指示する特定の医療機関でしか診察できなかったものを、すべての診療機関で患者の診療

ができるように緩和いたしました。

また、感染者は入院措置が原則であったものを自宅療養を可能するなど、ほぼ季節性のインフルエンザと同様の対応に近いものに変更をしているところでございます。当町もその厚生労働省の指針及び7月17日に発表された山口県の対応方針の変更を受けまして、休日の電話相談体制や各種の自粛要請を解除いたしました。公営企業局においては、発熱外来を廃止してきたところであります。

なお、7月17日から3日間、防災行政無線を通じて発熱外来が廃止されたことに伴い、医療機関受診方法等の変更を広報いたしましたところであります。

ただ、夏にもかかわらず、全国的な感染はおさまらず、7月には大島商船高等専門学校で集団感染が発生し、山口県においても、8月下旬の週における71の定点医療機関の定点当たりの患者報告数が1.06人に達し、流行開始目安の1.0人を超えたところを8月27日に発表いたしました。流行シーズンに入ってきたと報告をされているところであります。

このため、大島商船高等専門学校で発生した際には、患者発生情報とともに、予防啓蒙について、防災行政無線により3日間の放送を行い、8月広報に新型インフルエンザに感染したと思われる場合に、医療機関で受診する際の留意事項についても掲載を行ったところであります。

また、2学期の始まりにあわせて防災行政無線を通じて、手洗い、うがいの励行、感染予防策の徹底や医療機関の受診方法及び受診時の留意事項を再度放送するとともに、それら内容を9月の文書配布によってチラシ配布するなど、感染予防と感染拡大防止の対策をとっているところであります。

現段階では、毒性は低いというものの、新型であるがゆえにほとんどの人に抵抗力がないため大流行する懸念も報じられておりますが、基本的には、手洗いとうがいの励行、マスクの着用など、感染しない、感染させないという通常の季節性インフルエンザと同様の配慮と対策が有効とされております。ただ、喘息などの基礎疾患を持つ方や妊婦、乳幼児の重篤な症状への移行が心配されているところであり、これらにつきましても、国及び県の対応方針に沿って今後も万全の対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、感染者の治療対策と医療機関での受け入れ体制についての御質問でございますが、感染症対策は県を中心に調整を行っているところでございますが、山口県の要請によりまして、本町は新型インフルエンザの対策として、5月からたちばなケアプラザに発熱外来を設置し、橋病院で対応をいたしておりましたが、7月14日の国の運用方針が改定されたことによりまして、7月17日、今後の新型インフルエンザ流行に向けての医療の確保に係る山口県の対応方針が示され、7月18日から外来医療は、原則としてかかりつけ医などの医療機関に事前に電話した上で受診し、原則として自宅で療養していただき、症状が重い方は入院としているところであります。

す。

現在、本町でも、町立3病院と6診療所で発熱外来受診を実施しており、医療機関では一般の患者様と診察時間を分ける等により診察をしておりますが、住民への受診方法等の啓蒙は引き続き町からも行ってまいりたいと思っております。

また、流行ピーク時の入院患者数を山口県で535人と推計をしております、山口県では、国からの依頼によりまして、受け入れ体制の調査を実施し、これは、広域的なものでございますので、保健所において調整を図っているところであります。保健所としては、当面周防大島町の場合、町立病院での受け入れということを考えておりますが、町立病院の施設等の関係上、当然入院可能なベッド数は限られております。重症者については、圏域内外の医療機関と調整を図りながら対応をしていかなければならないと考えておりますし、1町のみでの対応ではなく、広域的な対応が必要だというふうに考えております。

現在の新型インフルエンザには、発症後48時間以内のタミフル等の投薬が有効とされており、発熱や咳等の症状がある方は早期に受診をしていただきたいと思いますとおるところであります。

学校のほうの対応につきましては、後ほど教育長から答えさせます。

また、ますの件につきましては、環境生活部長のほうから答弁させていただきます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 済みません。ワクチンの確保のことについて漏れておりました。ワクチンの確保につきましては、9月4日、厚生労働省は、準備する新型インフルエンザワクチンは、約6,000万人分を少し超えるくらい確保したいとしておりまして、接種の方法につきましては、優先接種の対象者として、医療従事者、次が重病化しやすい持病のある方、次に妊婦、次に1歳から就学前の幼児、そして、1歳未満の乳幼児の両親として約1,900万人、優先接種が望ましい者として小中高生、65歳以上の高齢者約3,600万人といたしておるところでございます。

年度内に国内メーカーが生産できるワクチンは1,800万人分で、不足する分は輸入し、国民の約半数に接種できるよう進めており、国内のワクチンは10月下旬から供給が始まり、出荷状況によって優先接種の順に接種をされるとされております。

ワクチン代そのものは基本的には国の負担とし、接種に係る経費については、基本的に個人の負担とすることといたしておりますが、低所得者の負担軽減は考慮する方針を示しております。

季節性インフルエンザワクチンも、今年度は、昨年度ワクチン製造量の約8割となる2,220万本の製造が予定されており、今後、山口県、山口県医師会、山口県卸売販売業者団体、保健所等からなるインフルエンザ対策委員会を開催し、安定供給のための体制整備に努めるということになっております。

県はこの対策委員会の会議を踏まえまして、インフルエンザワクチン担当者会議を開催すると言っております。予防接種の実施については、必要な情報提供等を行い説明するということにいたしておるところでございます。

あとにつきましては、教育長がお答えします。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） おはようございます。教育委員会の対応状況についてお答えいたします。町内の状況については、さきに町長から答弁がされたところでありますが、新学期が始まり、インフルエンザの学校における集団感染拡大防止という観点から、県教委から示された指針に基づき、毎日の健康観察を入念に行い、体調のよくない児童生徒の把握に努め、早目の帰宅対応や無理に登校しないよう指導する。手洗い・うがいの励行、症状が出た場合のマスクの着用、外出自粛の徹底について指導するなど、これまでもお願いをしてきておりますが、2学期を迎えるに当たり、さらに予防及び感染拡大防止の徹底に努めるよう各学校をお願いしたところであります。

また、学校と家庭をつなぐ学校だよりや保健だよりにおいても、手洗いや咳エチケットなどの基本的なことに加えて、朝起きて体調が悪いと思ったときには、登校前に検温をする。熱があったり、諸症状が強く朝食もとれないようなときは、無理をして登校をしないなど、校内のインフルエンザ対策を各家庭に周知をしてもらっております。さらに児童生徒のイベントやスポーツ行事においては、開会前の健康調査、健康観察に努め、適切な対応をしております。

なお、このたび補正予算でお願いしておりますが、非接触型体温計と来客用消毒液を各全校に配布するなど、拡大防止に向けた準備を進めております。

参考までに、町内小中学校における発生状況は、これまでに7名でありましたが、現在のところ、罹患者数はゼロとなっております。

以上、教育委員会の対応状況についてお答えをいたしました。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 杉山議員さんの下水道台所ますの清掃についてのご質問にお答えいたします。

町では、一般廃棄物処理計画、平成17年策定した汚水処理構想に基づき、町民の皆様が幸せに暮らせる町づくり、また、自然と環境に優しい町づくりのため、汚水処理施設の整備を進めているところでございます。平成21年3月末現在において、公共下水道事業が1処理区、農業集落排水事業が5処理区、漁業集落排水事業が1処理区、それぞれ整備済みで、一部供用開始を含めると8処理区が供用開始をしております。

御質問の台所ますの実態ですが、通常分離ますと言われるもので、上部口径が30センチ、深さが40センチの形式となっており、平成20年度末現在の下水道の接続検査戸数から推計しま

すと2,700カ所程度で、また、合併浄化槽の設置戸数を含めると約4,000カ所に上ります。基本的に、宅地内の公共ますより内側の施設については個人の負担において接続工事や維持管理を行っていただいております。排水設備工事の完了検査は町の担当課で行っております。同時に、文書で分離ますの清掃方法も含めた定期的な清掃をお願いしているところがございます。

各家庭の分離ますは普及品を使用しており、構造の改良については、口径を大きくするなどして掃除がしやすいよう工夫する方法もありますが、ほとんどが現状のままで、個人で清掃管理をしていただいております。

具体的には、清掃の頻度なんですがまちまちです。まず、ふたを開けていただいて、中の網かご、脂をすくっていただいて、一般廃棄物、家庭ごみとして出していただいているのが現状であります。

今のEM菌というお話もありましたけど、一般的には固形の塩素をますの中に投入するとか、家の中のトラップ配管の中に投入する方法が一般的な方法と考えております。

清掃の業務委託に関することですが、分離ますの清掃については、浄化槽の清掃と異なり、特別な資格は不要であるため、町が特定の業者を指定することは、かえって個人の権利を制限することにつながると考えます。また、ますの管路の清掃について業者の斡旋はしておりませんが、問い合わせがあった場合は、その家の排水設備工事を行った施工業者に相談していただくよう回答しております。どうか御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 杉山議員。

議員（2番 杉山 藤雄君） インフルエンザに関して説明がありましたが、万一の大きな流行が始まるというのはわからんわけでありますので、転ばぬ先の杖といいますが、しっかり万全の用意をされて、住民の安心が保てるようひとつよろしく申し上げます。

もう一つ、拡大防止とか、また万一の場合に、マスクとか消毒の器具とか、そういうものが不足しておると。特にテレビでちょっと見た範囲では、消毒のポンプで押す、ポンプが輸入品で専売特許で国産ではじゃんじゃんつくるわけにいかないので、台数が非常にようけつくれんと。不足しておるといようなのをちょっと見たことがあります。そこら辺の拡大防止対策のためのマスクとか、消毒のそういう器具とか、そういうようなものはもう十分本町の場合用意してあるわけですか、ちょっとお伺いします。

議長（荒川 政義君） 田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） マスクについては、実際、住民の方が移動とかが困難になった場合に職員がある程度対応していくようになりますが、その分については、ある程度備蓄で、6月議会で議決をいただきまして購入はしております。消毒液につきましては、公共の施設の玄関に現在一つずつ置いてあると思いますが、その詰め替えの消毒用のアルコールについても確

保はできていると思います。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 医療機関としての今までやってきた対応等もございまして、その辺を少し話させていただきながら、公営企業局における今後の対応という部分もお話させていただければと思っております。

まず、山口県におきましては、強毒性のインフルエンザが流行するのではないかとというのが昨年来から言われておまして、ことしの1月、2月ごろに県におかれましては協力病院というのを各保健所管内に必要ではないかと、協力病院において強毒性のインフルエンザの患者を隔離して診れるような所を用意しようということで、柳井保健所、山口県のほうから周防大島町においても、一診療所程度は設置してほしいという協力依頼が来ました。3病院の中でいろいろ当たりましたが、その中においても、やはり母体の大きい病院のほうはいろんな混合科を抱えますんで、隔離ということになれば、小回りのきく病床数の小さい病院に置いて診るのがいいのではなからうかということで、橋病院と町長のほうで協議されまして、協力病院として橋病院さんが2月ごろに手を挙げておりました。その中で、そういう強毒性ということであれば、マスクとか防護服とか、それから、足をカバーするシューズとかいう一セット物があるんですが、それを50セットぐらい御用意させていただいておりました。そんな中で4月末ですか、渡航者からインフルエンザが流行って出てきたということで、これはその当時、強毒性、弱毒性まだわからなかったかとは思いますが、そんな渡航歴のある方で5月の3日に柳井管内に発熱外来でお電話かかったようです。それを、大島町内の方なので、どのように診ていただくかということで、橋の加藤院長のほうにおきまして5月の3日に診療を行いました。どうも隔離する場所がないということで、すぐ健康増進課のほうと協議いたしまして、たちばなのケアプラザにおきまして場所を確保しよう。そして、これを発熱外来として設置をしようということで、5月4日付で発熱外来の許可をいただきました。これは、先ほど説明ありましたように、7月の16日まで発熱外来として、この間8名、10回の診療を行っております。土日につきましても、土曜日、日曜日の午前中3時間をその発熱外来の時間帯として設けて、職員を一応置きました。柳井環境のほうからはそういったことでやってまいりましたのが、まず、強毒性ではないかという考えのもとに、そういった方向性でした。ただ、土曜日、日曜日をずっと勤めるということは大変職員も疲弊しましたので、国におかれましても、一般診療における時間帯を分けて患者さんを診るという方向性へ方向をかえられて、その中で町立3病院もそれぞれの病院において、電話で事前に連絡をいただいた患者さんを時間を区切ってとか、場所を区切ってという方向で診療を続けていくという方向性が出てまいりました。その広報活動を今も町のほうで、先ほど町長おっしゃられましたように

していただいているのが現状でございます。

ただ、東和病院におきましては、早くから強毒性に対する病院内の感染対策がありまして、一部の方は見られたかもしれませんが、病院の外側にプレハブを借りて、その所で強毒性が来ればまず隔離して診察をしようということで、プレハブと、それからそれ用の簡易トイレを借りて設置はしてはしましたが、これは、発熱外来という届け出もその他もしておりませんので、病院のほうの自己防衛という格好でさせていただきました。そういったところが現状でございます。

先ほど県の弱毒性での発生予定を535名ということではございますが、町立3病院におきまして、9月10日現在では、タミフルが533名分、リレンザが119名分というふうに確保させていただいておるのが現状でございます。それから、マスクにつきましても、これが多いか少ないかわかりませんが、1万2,000枚を今別に確保をしてということにしております。

ただ、病院に行かれましたら、病院によってはマスクをして職員が接していると思いますので、定期的に各医療関係からマスクを購入してるということで、引き続き、定期的に入るということになっておりますので、その辺での補充が今のところ聞いている現状でございます。

7月17日以降の診察におきましては、23名の方を見ているというのが現状というふうになっております。

以上が町立病院のほうの対応ということで、御報告します。

議長（荒川 政義君） 杉山議員。

議員（2番 杉山 藤雄君） 病院のほうはいろいろ県下の各保健所あたりの指導によって連携をとって、入院等の体制を整えておるような様子であります。軽症の場合で外出禁止で独り住まいの老人、これが大島郡の場合は非常に多いんじゃないかと思う。わしかたの周辺見ても、そういう2人おっても両方が高齢者、1人のばあさんの世帯が相当あるわけでありましたが、そういう人が軽症で家庭で治療ということになった場合、どのような対応がされるわけでしょうか。外出禁止ということになった場合。

議長（荒川 政義君） 田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） 現在、独り暮らしの高齢者が2,133名、それから、75歳以上の2人暮らしの方が1,352名、実際の寝たきりの方が82名おられます。町のほうへ全然もう動けないんだということで連絡をしていただければ、まず、保健師に訪問させます。それで、対応をどうするかそこで話し合っ、それ以後の対応を決めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 杉山議員。

議員（2番 杉山 藤雄君） そうすると、医者診断で外出はいけんよというような診断が下された場合は、まず役場に連絡して、そして、保健師が対応していくということですか。隣のよ

しみで、わしの女房らは嫁に来てから周囲で一番若いんじゃが、68が一番若いような状態ですから、どこかでそういうことがあるといかにゃならん。その場合、通常の手伝いなら大丈夫なんでありますが、インフルエンザで外出禁止の所へてごしにいくとなると余り好ましい、喜んでいくようなところでないわけで、役場に連絡して、保健師に対応してもらおうというふうに考えてよろしうございますね。ありがとうございます。

もう一つ、下水でちょっとお伺いしますが、固形塩素というのは実際効果がどうなんですか、やる場合。それと、ついでにもう一つお伺いします。施工業者に連絡とって施工業者にやってもよろうたらいいと。いわゆる町のほうで業務委託はやりませんというような御答弁であったので、施工業者に連絡すればいいというのはいい知恵と思いますが、その場合に料金というのはどうなっておりますか。施工業者に連絡してやってもろうて何ぼ払えばええんかと。近所の元気な人にやってもろうたとき、その謝礼が問題になる。その2つを、塩素の効果と施工業者に連絡した場合の謝礼についてのひとつお考えを。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 塩素については、ますとか、台所とか風呂場の配管等の例えばぬるぬるがとれて、そのぬるぬるといのが一般細菌なわけですし、それが、頻度的には2週間に1回固形の塩素を投入しておけば、そのぬるぬるだけはとれるというふうな効果です。

それと、先ほど私が回答しました排水設備の業者なんですが、これは、ときどき、いうならトイレが詰まったり、配管のどっかがさけたりするときに電話かかってきて、そういう回答するわけですが、一般的には、町のほうで指定しておる一般廃棄物の運搬処理業者、それとか、合併浄化槽の清掃業者というのが町の許可を出しておる業者なんですが、それが、例えば高額になるんです。じゃけえ、なかなか1軒で頼むとか、10軒で頼んでもなかなか金額が変わらんから、皆頼みにくいということもあります。

以上です。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今前段の杉山議員さんの御質問なんですが、例えば、独り暮らしで町の保健師の訪問を受けるということは、それはそれでいいと思うんですが、例えば、要するに今は弱毒性であります。それが今度強毒性になったらどうなるんかと、対応は全然分かれておりますし、また、弱毒性であっても、例えば、これが大流行になったときに、本当に町だけで対応できるのかということもあります。

今現段階の状況で申し上げますと、今は弱毒性であって、なおかつそんなに大流行、全国的には大流行と言われておりますが、この中で何百人ということじゃないわけでございますんで、そうはいいまして、町の保健師の対応というのは本当に限られておる状況でございます。やはり、

よく言われておる自助、共助、公助という段階がありますが、この新型インフルエンザだと言われて、タミフルをもらって家で療養してくださいよというふうに言われた方に、すべて町に来てください来てくださいというのは、今の段階じゃったらできる状況の人数なんです、これが数十人、数百人となってきたときには非常に難しくなるというふうな状況もあると思います。その中で、まずみずからできることはぜひともみずからやっていただきたいし、それで、今の状況であれば、タミフル飲んで休んで療養していただければ自宅で回復が見込めるということでございますので、それができない、例えば独り暮らしとか、または一人では本当に、きょうは飯食えるが明日食えんよとかいうような、そういう方はぜひとも連絡いただければ、それは保健師で対応できると思っておりますので、その辺の見きわめは、何でもかんでもというわけじゃないということは御理解いただきたいと思えます。

議長（荒川 政義君） 杉山議員。

議員（2番 杉山 藤雄君） 以上、大変長い間ありがとうございました。以上で質問を終わります。

議長（荒川 政義君） 杉山議員の質問を終わります。

.....

議長（荒川 政義君） 次に、第6番、魚原満晴議員。

議員（6番 魚原 満晴君） 改めておはようございます。6番、魚原です。避難誘導標識の整備についてお尋ねいたします。

本町は、合併時の最重要課題の一つとして、平成18年度から防災行政無線の整備に取り組んでおりますが、一部地域の個別受信機の設置工事も完成し、この9月から全面運用開始されました。東南海・南海地震対策推進地域に指定されている本町において、町内全域カバーをする情報伝達手段が確立することとなり、大変うれしく思っております。また、平成20年度、21年度の2カ年で洪水高潮ハザードマップ整備事業に取り組んでおりますが、平成21年度の完成によりまして、町内全域のハザードマップが整うことになり、防災行政無線の運用とあわせて、災害時の被害提言に資することができるかと期待するものであります。さらに、この8月に防災公園が供用開始されたことにより、昨年の県防災センターとあわせ、防災対応拠点が完成したところでありまして、町並びに県の取り組みに敬意を表するところであります。

しかしながら、現実問題として、通常の災害時、大雨洪水等の場合には、住民は避難施設を利用、特に自主避難所を利用せざるを得ない住民が多々あります。平成20年9月議会において、自主避難所への避難誘導標識の整備について質疑、要望いたしましたが、執行部から高齢化率の高い本町ではそういった配慮も必要と思われるので、避難誘導標識の設置に向け、必要箇所等を調査してみたいという答弁をいただいております。

そこで、お尋ねいたします。その後の調査結果を報告していただきたいと思います。また、避難誘導標識の設置に向けて、具体的な取り組み等があればお聞かせ願いたいと思います。

以上、2点について御答弁をよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 魚原議員さんの避難誘導標識の整備についての御質問についてお答えいたします。

周防大島町の防災対策につきましては、安心のある町づくりを目指す中で、地震や台風などの自然災害に備え、正確な情報収集、通信手段の整備など、災害から住民の生命、身体及び財産を守る総合的な防災体制の確立を図っているところであります。周防大島町の避難所につきましては、平成20年3月策定の周防大島町地域防災計画に位置づけておりますが、特に、警報発表時の対応マニュアルの中で、梅雨時期の大雨洪水警報発表時や台風襲来時の町職員が配置される避難所が現在16カ所あります。このうち、避難誘導標識の未設置箇所が12カ所あります。これらの標識設置の経費につきましては、本議会定例会に上程の周防大島町一般会計補正予算（第3号）の消防費・災害対策費に予算計上させていただいております。補正予算の御議決をいただきましたら、早急に避難誘導標識を整備したいと思っております。

議長（荒川 政義君） 魚原議員。

議員（6番 魚原 満晴君） ありがとうございます。明快な御答弁いただきありがとうございました。

自主避難所等について、町当局としてもいろいろな方法で住民周知を図っていただいておりますが、お年寄り、独居老人等にとっては、いざ避難するということになると慌てるものです。御配慮いただけるということで大変感謝しておりますので、これからも安心安全の町づくりのため、よろしくお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 魚原議員の質問を終わります。

.....
議長（荒川 政義君） 次に、第8番、広田清晴議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の一般質問は基本的には5項にわたっております。多岐にわたっておりますので、一つは簡潔な答弁と、そして、もう一つは町長の率直な御意見を求めたいというふうに思います。

まず、第1件目は、平和市長会議の参加、核兵器廃絶運動の参加と運動の高揚のための努力を求めるといふ通告であります。私は、この点では既に議会一般質問でかつて取り上げたことありますし、そして、今回提起する前には、ことしの8月3日、世界大会広島から帰った後、町長室訪れ運動要請を行ったところであります。そういう中で、通告の1、2については既に初日本会

議の中で町長が自分の方向として述べられましたので、あえてそこは割愛していただきたいというふうに思います。通告が後先になるんで、どうしてもこうならざるを得ないという点で理解をしていただきたいというふうに思います。

さて、そのほか、やっぱり論点について聞いておきたいというふうに思うのは、やっぱり市長会議の方向が、2020年に向けて全地球から核兵器をなくそうというのが一つの大きなテーマであります。そのためにも、来年春のLPT再検討会議、これをどう成功さすかということが大きなテーマになっております。その点で、特に私が思うのはキーワードとして、いわゆる草の根からの運動を起こしていこうということが大きなテーマの一つになるというふうに考えております。椎木町長自身が、この市長会議に参加することによって、その方向を打ち出しましたので、具体的運動方向、これからどうつくっていこうかという点について答弁を求めておきたいというふうに思います。

次に、2点目、これは、火葬場跡地の整備、周防大島火葬場、橘火葬場という点で訴えておりますが3つあります。これは、それぞれ今までも取り上げた問題で、一般質問でも取り上げております。一つは、志佐火葬場跡地の整備については、大体いつまでに炉を含めた上部部分、これを撤去しようとするのか。それとあわせて、その撤去が済んだ後、地元いわゆる返すという立場でいえば、やっぱりきちとした整備が必要であろうかというふうに考えております。その点でどのように考えておるのか。

それで、大島火葬場の増設については、既に御承知のように、大型事業の見直しという中で、火葬場もその対象になって、一般的に言えば使い勝手の悪い状況、これが発生しておるというふうに私は認識しております。その中で、部屋の増設を含めた基本的計画についてどのように考えておるのかということです。

そして、橘火葬場、これについても大島火葬場と対比したとき、当然旧東和、橘の住民の皆さんからしたら、要求が出るのは私は当然だというふうに思います。その中で、町として、やっぱり周防大島火葬場のように、きちと通夜、葬儀、それが確かに過去公民館を使うとか、そういうときありましたが、実際的には、これから先独り暮らしが多くなったり、地域がなかなか手が足りないという場合も多々発生しよるんです。そういうときに、橘火葬場の改装、通夜、そして葬儀ができるような格好で町も考えていくべきじゃないかという点で今回一般質問に上げております。これが2点目です。

そして、3点目、これは、周防大島町内の県事業にかかわる部分であります。既にこれもそれぞれが町長に独自に、そして、また一般質問について上げた部分です。一つは、沖浦地区パラペットの補修、これについても非常に危険性が高い、早期に要求していくという答弁がありました。が、実態としては、県の仕事に着手はされていないという実態。そして、屋代川河川、これもたび

たび上げておりますが、なかなか県がやろうとしない。確かに部分的には進みよりもですが、部分的に進んだら、それが一通り済んだらもう次に着手しなければならないという状況が繰り返し起こっておりますので、この点の改善。そして、長天から三ツ松線に流れる河川の一部ということで、これも橋総合支所を通じ町長からも県のほうに上がっております。それで、なぜこういう簡易な環境整備ができないのか。やっぱり改めて町長のほうから県に対してきちとした要求を起こすべきじゃないかということで、この3点、県に対するとりわけ遅れた部分としての要求実現のために、町長自身が頑張っていたきたいというふうに考えております。

次に、町役場入り口、老朽化した老人福祉センターの建物の建てかえについてであります。御承知のように、この財産そのものは、社会福祉協議会にあることは言うまでもありません。そしてまた、社会福祉協議会が、私は認識として、他のいろんな団体とは違う側面を持った団体であるというふうに考えております。といいますのは、合併前から各町とも長い間、町とタイアップしているんな福祉の部分携わってきました。その中で、町は合併するし、社協は合併する。そういう中で、平成17年当時の社協の決算、予算、そしてまた20年度の決算、21年度の予算を見てみますと、実際的には、いわゆる国の制度の変更による財政の厳しさも発生しております。その中で、実際的には、社協としてそういう要求があったとしても、独自で建てかえる状況は、社協財政を見てみれば明らかだというふうに考えております。

しかし、実際的には、私は、それじゃいつまでにどうするか、これ社協任せにしといたらええんじゃないかという発想に立ったら、これほとんど不可能な状態が続くというふうに考えております。ですから、私はあえて合併前議論があった各種団体が入れるようなものを準備していただきたい、これはありました。そういう中で、これは資料を調べてもろうたらわかりますが、そういう運用ができるような実際的な建物に建てかえていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。その話し合いの出発に私はまずしてみるべきじゃないかと。それは、各種団体含めたり、社協の財産ですから当然社協を含めたり、そしてまた町を含めたりして、積極的な論議を開始すること、これが私は今の状況を解決していく方向だというふうに考えておりますので、町長の忌憚のない意見を聞きたいというふうに思います。

次に、指定管理制度であります。御承知のように、地方自治法の改正の後、この制度が出発しました。そして、平成18年度以降、本町におきましてもこの制度が導入されました。そして、あのとき私自身が指定管理の矛盾については、もう既にかなり指摘してきました。それは、そのときも指摘しておりますし、また町執行部の一定の公募の持つ矛盾、非公募であっても矛盾が発生するという点で理解されると思いますが、実際的に今回2回目の公募の時点で、町執行部が公募に対する矛盾点、これは過去の参加による経過を踏まえた矛盾をどうとらえているのか。また、この3カ年を含めた改善をどのようにしようとしているのか。これは指定管理全般ということで

答弁を求めておきたいというふうに思います。

あわせて竜崎温泉問題について、さきの一般質問でも聞きましたが、あのときの答弁が、いろんな町民の中でいろんな誤解を生んでいると。これ残念なことであります。その中で、今回あえて回数券等の残枚数について、あのとき指摘したんですが、ちょっとあやふやな答弁部分があったんで、きちっと実際の今までの年度ごとの処理枚数、そして残枚数、これはきちっとせんと、次期指定管理者に対しても不明のまま移行することがあったらいけないということで、あえて明確に答弁を求めておきたいというふうに思います。

以上、町長の忌憚のない意見を求めたいというふうに思います。以上であります。

議長（荒川 政義君） 暫時休憩をいたします。45分まで。

午前10時32分休憩

.....
午前10時45分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

椎木町長。

町長（椎木 巧君） 広田議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほど少しはしょってもいいよという話がありましたが、ちょっと広島平和市長会議の参加と核兵器廃絶運動についての御質問にまずお答えしたいと思います。

平和市長会議は、唯一の被爆国として、広島、長崎が核兵器廃絶に向けた国際世論の喚起のため、国内はもちろん各国都市の連帯を呼びかけており、世界各地でさまざまな平和活動が推進されております。特に、2010年から2020年を核の脅威に関して決断を迫られる10年と位置づけ、広島長崎議定書の国連総会での議決や核不拡散条約再検討会議への出席など、核兵器廃絶のための多くの行動を実施、また計画がなされており、これら平和市長会議の取り組みを高く評価するとともに、今後の成果に大きく期待するものであります。

行政報告でも申し上げましたとおり、8月11日開催の四役部長会議におきまして、平和市長会議の基本理念や活動趣旨に賛同し、本会議に加盟すべきものと確認をしており、9月10日付で加盟の申請を行いました。町といたしましても、核兵器廃絶、平和自治体宣言の町として、平和市長会議加盟の自治体として町民への啓発啓蒙や、私や町職員も含めて、町民の皆様と連携し、各種運動の参加など、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大島火葬場跡地の整備、大島斎場、橋斎場の改善につきましてでございますが、1点目の大島火葬場跡地の整備につきましては、大島火葬場は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の財産処分制限期間の規定に基づき、今年度までは解体等処分ができないことになっておりまして、現在休止状態にしているところであります。今年度は、大島火葬場の解体処分の

ためのダイオキシン類等の測定業務を実施して、その結果を踏まえまして、処分制限期間満了後の来年度以降県に対しまして、大島火葬場廃止の許可申請手続きを行い、許可をされた後に解体等処分を実施したいと考えております。解体処分後の跡地の整備につきましては、地元自治会等地域の意見を踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

2点目の大島斎場の畳の間の増設につきましては、既存の建物の構造やまた敷地の状況からして、内部の改修とか外部への増設というのが非常に困難な状況にあると思っております。なお、以前から要望のありました火葬のみの場合の畳の間の使用につきましては、本会議初日に御議決をいただきました周防大島町斎場条例の一部改正により、葬儀使用のない日に限られますが、使用できることといたしております。当面は、このように対応していく考えであります。

3点目の橘斎場の葬儀施設の整備につきまして、橘斎場は平成6年11月から供用を始め現在に至っております。近年の過疎高齢化により、住家での葬祭を執り行うよりも、地元集会施設や大島斎場における通夜、葬儀の使用実績が年々増加をいたしております。このことから、今後とも施設での通夜、葬儀がふえていくものと認識をいたしておりますが、施設の規模やその運用形態、財政的な課題等を考慮し、いましばらく検討をさせていただきたいと思っております。

次に、県に対して町民要望が実現できるよう対応を求めるといことでございますが、山口県は財源を理由に周防大島町内の環境改善、安全対策等が遅れているという御質問でございます。まず、沖浦地区パラペットの補修につきましては、平成19年第2回定例会、平成20年第3回定例会で御質問をいただいておりますが、県では現在町内全域を対象にいたしまして、パラペットのクラック調査を実施しているというふうにお聞きしております。具体的な対策工法等の補修計画は現在検討中の段階に入っているというふうにご報告しております。

次に、屋代川河川内の泥、竹、あし等の撤去についてですが、従来、当該河川については適宜しゅんせつ、草刈り等の防災対策を講じておりまして、本年度も3カ所で対策を実施する予定であります。今後も、県として治水能力の維持に向けて必要な対策を講じてまいりたいとの意向であります。

次に、長天から三ツ松に流れる県管理二級河川の古川の一部の補修についてですが、河川に接しております町道長天川間線との兼用護岸であるため、県に河川改修の要望をいたしております。道路管理者である町においても県との調整の上、安全対策を早期に対応していく考えであります。町におきましては、今後も、町民からの県所管の施設の環境改善要望につきましては、引き続き担当部局へ要望をしていきたいと考えております。

次に、役場入り口の老朽化した建物、元の老人福祉センターでございますが、これらの建てかえについての御質問でございます。周防大島町社会福祉協議会本所の隣にあります社会福祉協議会所有の建物、老人福祉センターは昭和49年に建てられ、現在は老朽化のため事務所等として

は使用されておられません。1階の一部を倉庫のかわりとして使用していると聞いております。この建物を町が主体的に考えるなら、町内の各種団体が事務所として利用できるような建物に建てかえる必要があり、その話し合いをする時期に来ているという御質問でございますが、町としては、社会福祉協議会所有の建物を解体し、町内の各種団体が事務所として活用できる建物として新たに建設する必要があるかどうか。また、その費用をどうするのか。現在のところ、いまだ検討には至っておりません。議論を開始するということはどうかということでございますので、議論を開始することについては特に異論はないと思いますが、当然、今現在学校の廃校等たくさん出ておりますし、これらの対策もまだまだ決定いたしておらないのがたくさんあります。これらとも兼ね合いながら、十分な議論をしていければと思っております。

社会福祉協議会のほうのことでございますが、社会福祉協議会では、特に財政的な事情もあるようでございますが、今、この建物について議論をするのは大変厳しいものがあるんじゃないかというふうにも伺っております。いずれにいたしましても、町社会福祉協議会の思いがまずどうなのか、そのことも確認しながら進めてまいりたいと思っております。

指定管理者制度についての御質問でございますが、指定管理者制度につきましては、平成15年度の地方自治法一部改正に伴って、当町は、平成19年度より、今回公募に付しました6施設を初めとして制度導入を図ってきたところであります。指定管理は、公の施設の管理運営に民間のノウハウを導入し、柔軟で弾力的な運営により、施設運営のサービス向上や経費の削減を図り、施設活用の効率化を期待するものであります。今回は初めての更新期に入ったわけですが、この3年間の指定管理につきましては、概ね順調に推移し、所期の目的は達成されているものと思っております。導入当時にも議論のありました、柔軟で弾力性のある施設運用を期待するものの、一方で公の施設であるがゆえに、条例や規則に縛られるという一面も否めないところと思っております。第1期の更新期を迎えてこのバランスが今後の課題ではなからうかと考えているところであります。すなわち指定管理者は公の施設を私物化することなく、まずは、施設設備の基本的かつ適正な管理を行った上で、民間のアイデアやコスト管理などのノウハウを導入しながら、節度を持った管理運営を行い、公の施設の設置者である自治体は、施設の設置目的を逸脱しない範囲で指定管理者に運営の裁量を与える、このバランスがとれたところが理想的な形態ということができるのではないかと考えております。

例えば、今回の公募におきましても、ロゴ等のアイデアもあるようでありますが、公共であるがゆえに難しいところもあります。これらにつきましても、指定管理者と今後も協議を行っていく必要があると思っております。

経費の面につきましては、まず施設設備の基本的かつ適正な管理が基本ということで、それら経費を指定管理料のベースに積算いたしております。施設の運用を中心とした事業の展開につき

ましては、団体の考えやノウハウもありますので、どこまで積算に入れるかということにつきましては難しいところもございますので、基本的には管理料を中心として応募についての上限額を設定しており、その中で施設運用を含めた収支計画につきましては、応募者の提案という方式を求めているところであります。指定管理の期間につきましても、これも、導入当初議論にありましたが、受ける側にとって短いと安定的、長期的な運用計画を立てにくいという課題も認識しておりますが、今回は初めての更新期ということで、課題点もまだ十分整理されていないという判断で、今回も3年間という期間設定を行いました。

続いて、竜崎温泉特殊回数券の残枚数を明確にすることと、町民に誤解を与えないための対応について、御質問にお答えをいたします。御承知のとおり回数券につきましては、旧橋町で町民福祉の向上に資するため、利用者の増加を願って平成7年度から発券し、合併後も引き続き販売してきたところでありますが、平成15年6月の地方自治法改正により、公の施設の管理に指定管理者制度が導入、9月が施行でございますが、その移行に伴いまして、かつて町が発券した回数券の利用に関し、指定管理者への払い戻し、町が買い取るわけですが、これが新たに発生したところであります。平成19年度の指定管理移行後10カ月間の実績は、利用者数1万5,840人、当該負担金782万8,000円で、平成20年度の実績につきましては、年間利用者数9,387人で、年間負担金467万300円であります。

なお、未回収回数券の枚数を調査いたしましたが、販売枚数が定かでないことから、未使用回数券の残数が明確につかめないのが現状であります。回数券使用料収入総額を枚数換算した推計値から既使用済み枚数を差し引いた結果、平成21年度以降、いまだ3万8,000枚程度の未回収回数券があるものと推定しております。今後も引き続き、販売済み町回数券利用者の施設利用の実績に応じ、当面の間、引き続き対応してまいりたいと考えております。

また、他方において、現指定管理者が発券する回数券につきましては、あらかじめ指定期間内での利用期限を定めておりますので、御報告をいたしておきます。

以上、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まず、1点目が、核兵器廃絶、いわゆる平和市長会議参加についてであります。基本的には参加していくんだということで、既に議定書そのものには署名されたということで確認しとってよろしいかという点が1点です。

それとあわせて、今答弁を聞いておりますと、本当に町長自身が、草の根からという言葉は使いませんでしたが、やっぱりあらゆる啓蒙を通じてとかいう表現で今後ともその取り組み、ふさわしい取り組みをしていくということが答弁の中にあつたというふうに思います。そういう中では、今まで私たちが提起してきたような部分、例えば、今まで町が取り組んできたことといえば、

平和の美術展が合併前の旧大島で取り組まれたし、旧久賀町でも取り組まれた実績あります、平和の美術展。また、平和のコンサートについても、それぞれ久賀、大島でも取り組んだような私には実績があるというふうに考えております。

そういう場合に、やっぱり一定程度、町も一緒に運動といいますか、参加していくという考え方がどうなのか、それが1点です。それと、今草の根からの署名がやっぱりかなり広がっております。既に町長もされた署名が、大体職員を中心に、ことし分で400通ぐらいになっておるといふふうに思います。そういう核兵器をなくすための署名活動も、やっぱり町長として積極的にかわりを持っていくという考え方でよろしいか、この2点について聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） まず、第1点の議定書の関係でございますが、既に署名は送っております。それと、旧合併前の大島町では、平和美術展とか平和コンサート等を町も一緒になってから進めておったというふうな今お言葉でございますが、今、ここで具体的に何と何ということは申し上げられませんが、町民の皆様と連携しながら、そういう運動を進めていくということで御理解をいただきたいと思っております。

皆様方の既に取り組みは多方面にわたっておりますので、議会のほうも決議をいただいておりますし、執行部といたしましても、そういう取り組みを町民とともに進めていきたいという意味でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 端的に再質問しますが、火葬場の整備について、志佐火葬場の跡地整備については、基本的には来年度以降、県の許可のもとで撤去するという考え方でよろしいのか。やっぱりある程度、きちっとスケジュールを組んでいかんとなかなか進まないという側面があります。ですから、積極的に町が県に働きかけて、ダイオキシン調査等をした結果、それを含めてやっぱりあその土地、これは、合併前、火葬場を新しくつくりますよと、跡地についてもやっぱり早急にきちっとしますよというのは、旧町時代からの私は約束というふうにとらえております。あその整備は、本格的に既に稼動して新しくできておるんですから、それまで迷惑施設的な言われ方をした部分が、あの地にいつまでもそのまま放置されておくというのは、私は正しい姿じゃないというふうに思いますので、県と協議を早急にして、そして、一定のスケジュールをつくって改善していくという考え方でよろしいのかどうか、それが1点です。

それと、町長はもう全く大島火葬場の増設については考えてないという答弁であった、端的に言えばそういう答弁であったかというふうに思いますが、実際的に、今まで皆さん方の答弁を聞いておると、大島火葬場を増設するのがいいのか、それとも、橘火葬場をどうするかを考えて調

査をしていくというのが、本会議の皆さん方の答弁の内容じゃないかろうかというふうに思います。その点で、私が後退したらいけないと思うのは、やっぱり一つ一つ必要性に応じて、これはむだな箱物ではないわけですから、本当にまだまだ橘斎場にしても、長期にわたって使っていく施設だというふうに考えている。それから、5年、10年でなくなるような施設じゃないというふうに考えておりますから、当然、全町的課題で火葬場についてもきちっと整備していくというのは、私は町の責任だろうと思います。再度、やっぱり指摘しておきたいのは、まだ調査の段階なのに、今から本気で取り組む気があるのか。火葬場の問題にしても、実際的には形が変わってきよると思います、昔からいえば。家でできよったものができなくなる、区民館でやりよったものができなくなる。そういうときに、町としてどういう対応をするかというたら、やっぱり町の行政として、その地域の意見を十分聞いてから、きちんと改善していく、これが私は行政の筋ではないかというふうにと思いますが、この点で、先ほど聞いておいたら、橘火葬場についても今からまた調査するというに聞こえるような答弁だったんで、それはやっぱり私はちょっといかがかなというふうに思いますので、再答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 旧大島斎場の火葬場の処分のことでございますが、当然、まず法的な適化法等をクリアしなければならないと思っております。その次は、きちっとした財源を確保して、ダイオキシン等が含まれておるということでございますので、解体費用も相当な額になると思っておりますが、その2点をちゃんとクリアした後に解体をしていきたいと思っております。そういうことでございますので、来年度すぐにやるということは、今ここではちょっとまだできておりませんが、その両方がクリアできれば進めてまいりたいと思っております。

大島斎場、橘斎場の件でございますが、大島斎場の畳の間を拡大するということは、非常に工法的には難しい状況にあるということは御理解いただきたいと思っております。しかしながら、その利用頻度がだんだん増しておるということも十分理解をいたしております。また、橘斎場のほうに、そういう葬祭機能をつけられないかということでございますが、今まさに議員さん御指摘のように、地域の意見を十分聞いて検討してまいりたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） ぜひ十分聞いていただきたい。例えば、既に橘斎場の改築、いわゆる通夜、葬儀のできるような建物へというのは既に昨年あたりから、旧橘地域の皆さんやら声は出よります。町長のところへ届いちよるかどうかはわかりませんが、実際的にはどんどん変わってきよるんだということは、もう橘、東和地域からも出よります。それは、当然町全体の火葬場を見るときに、やっぱりそれまでは別々の町じゃったわけですからそう矛盾はなかったわけですが、やっぱり合併してから、一つの斎場のモデル的な部分ができれば、もう一つの施設も一日

も早く解消してほしいというのは当然の要求でありますから、やっぱり町長自身が引き続いて、そういう要求を含めて調査して、できるだけ早く着手計画ができるように努力を求めておきたいというふうに思います。

次に、老人福祉センター、何でこの時期に特定の社会福祉協議会の財産の部分であるのに、町として議論を起こしたらどうかというか視点をちょっと述べておきたいというふうに思います。

といいますのは、やっぱり最初言いましたように、社会福祉協議会の役割は、長期にわたり町とタイアップする中で町民の福祉、とりわけ独り暮らし対策やいろんなものを町と一緒にやっていった団体です。そして、その団体が一方では、国の補助制度の変更、そしてまたいろんな要件、例えば、社会福祉協議会ですから、当然一気に職員の首を切るわけにはいきません。これは、当然、社会福祉協議会が持ちよる使命からしてそういうわけにはいきません。

ですから、私は今のある意味では状況がある、財政的な状況があるというふうに私は認識しております。そういう中で、やっぱり今まで同様、また、今後ともいろんな福祉の施策を町と一緒に努力していく社会福祉協議会、これの私は建物活用については、一つの大きな町民から求められるものがあるというふうに考えております。今、社会福祉協議会自身が各地に出かけて行って説明会をやっております。そういう中で、屋代地区であれ、志佐地区であれ、実際的にどうするんかあの建物。それ当然、その集会の中で出されていると思うんです。その中で、やっぱり今の社協の状況を見たら、今年度もかなり社協に対して町独自の援助、これはしているのは予算上明らかでありますから、ただ、それにプラスして、今からのここの建物をどう運用していくか。ただ単に社協の財産だから知らないよというんじゃないしに、その建物が町にとってより有効な施設として、再生産といたらおかしいが、再活用できるんなら、やっぱり町並びに社会福祉協議会、そしてまた各種団体、今みたいなばか高いもんでのはうていいと思うんです。ほんの平屋かもしくは二階建てぐらいのこじんまりしたもので十分じゃというふうに考えますので、ぜひその点できょうの提起は協議を開始してくださいよという、町自身が主体性を持って協議を開始してくださいという点でありますので、ぜひこの点は、明確な答弁をお願いしておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 議員さんの社会福祉協議会の件でございますが、私は、社会福祉協議会の大きな役割というのは十分認識しているつもりであります。それで、町とちゃんと連携を保ちながら、いい関係の中で町民の福祉向上のために、非常に大きな役割を果たしていただいておりますというふうに思っているところでございます。

だからこそ、今議員さんからお話がありましたように、町の中では、協議の中で上乘せの支援もいたしているところでございます。しかしながら、当然、社会福祉協議会としても、今の現

状から見ますと自助努力というものも当然必要であろうというふうにも思っているところがございます。

今の建物の件でございますが、地区懇談会でもその建物について議論があったというお話でございましたが、ぜひともそういうお話も聞かせていただきたいと思いますし、本当に社協が、あの建物を解体してどういうものを求めておるかというのが私は具体的にはまだ聞いておりませんが、その協議をすること自体は全くしないというわけではありませんで、ぜひともお話を聞いてみたいと思います。

先ほど申し上げましたが、当地区にもたくさんの学校の空き教室等が出てまいります。これらの有効活用も含めながら、一緒に社会福祉協議会のお話を聞いてみたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 既に跡地利用については、私もいろいろ一般質問を通じて、例えば、田布施農校についての基本的方向性やら、議会以外でも屋代小学校の方向性いろいろ議論しておりますので、それは当然むだな箱物にははいけんというふうに考えております。既存の建物の利用というのは、やっぱり大事な課題ですが、あとと言われるのは耐震性がかなり言われて、実際的に屋代小学校についてもかなりの議論があるやに聞いておりますから、やっぱりいろんな形の中で、町長として跡地利用、例えば、今大変な中学校合併、それで、小学校の来年の合併、そして、田布農大島校舎の廃校等かなりあるんで、今まで一定程度の答弁しちよるし、議会外でもいろいろ議論しておりますが、ぜひ有効活用していただきたい。これは、今町長が答弁した範囲の中での主張であります。

次に移ります。次に指定管理者制度の持つ矛盾についてであります。まず一つは、今指定管理料を弾く場合に、基本的には私は格差を生み出すものではないというふうに考えているんです。指定管理料を弾く場合、一定の基準的なものが私はあるというふうに考えております。その基準があいまいになれば、結局は利益を高めるためとか、いろんな格好の中で新たな切り下げが起こる。これはそこに働く人の労働条件に大きくかかわる部分なんです。その部分が、指定管理料がどうかというのが第一義的になったら、これまたおかしくなるんです。

いいのですが、点数、いろんな点数がありますが、指定管理、公募して、そして、第三者機関を通じて採点をつける場合に、その採点の基準が指定管理料のところに集中したら私はいけないし、その基準があいまいなまましたら、私は、逆にその指定管理者の、指定管理者といいますが、そこに働く人の労働意欲がなくなる側面があると。だからこそ、指定管理料については、かなり憂慮を持って働かんにやいけんというふうに思っておるんです。それで、いろんなことを見ますと、結局は、格差の延長になりますが、一定程度町がきちとした基準、根拠に基づいて指定管理料を弾かないと、そこに働く人の賃金やその弾きにかかわってくるということは、これ

はおのずと明白ではないかというふうに思います。実際的には指定管理料の弾きというものが、指定管理者自身が基準があつてないようなものだという認識なら、これは困ったもんなんですよ。やっぱり確信を持って自分たちがやる。

それで、先ほど答弁があつたそれ以外ということになれば、その線上、これが非常に問題になります。ですから、そここのところを、今回の新たな第2回目の指定管理公募の段階でどのように考えて指定管理料を設置したのかが、今の段階では非常に不明瞭な部分があるという点であります。指定管理料について基本的考え方、報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 指定管理料の件でございますが、当然公募するわけでございますから、指定管理料の設定は必要でございます。今格差を生むという御質問だったと思いますが、ちょっと何をもって格差を生むのかというのはよく理解してないんですが、例えば、指定管理料を金額をまずお示しする。または、応募する方のほうではその指定管理料を少しでも安くして、または納付金を出してとか、それはいろいろな提案でございますので、どういう提案をしていただいても結構だと思います。

それで、今の御質問のように、応募された方の中で、その指定管理料の額によって、その選定の基準のウエートが高いのではないかということでございますが、特に、納付金の額とか、または指定管理料の額を安くするとか高くすることのみでもってやっていることじゃございませんし、特にそのウエートが高いというふうには思っておりません。適正なウエートをかけておるといふふうに思っております。

また、指定管理料の積算のその根拠でございますが、まず、当然何もしなくても経常経費がかかるわけでございますから、当然その経常経費にプラスして、どういう形を期待するかということが当然積算の根拠になっている、大きな意味でいえば、当然その全く新たな活動をしなくても当然必要な部分があります。経常経費と言われている部分ですが、それについて、プラス今度は、あとは皆さんが、応募する方々の提案を十分発揮し、それによって今回の指定管理者制度というものの目的が達せられるのではないかというふうにも思っているところでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 格差の問題でいいますと、実際的に経常経費をどう見るかということによって、いわゆる雇い入れる、基本的には一番経常経費の太い部分は人件費部分であります。人件費部分でどれだけ雇い入れて、その中でどれだけの仕事をしていくかという部分が、一番経常経費の中で太い部分じゃないかというふうに考えております。その中で格差が発生するというのは、本来ならそこに働く皆さん方からすれば、要件とすれば、やっぱりある程度は例えば社会保険料について支払うことが可能かどうかとか、いろんな部分があるんです。例えば、残業

時間はきちっと見てもらえるのかどうかとか、そういうのが基本的には経常経費の中に含まれるわけです。それで、その経常経費部分を抑えると、結局、指定管理者は一定程度引き下げていかざるを得ないという条件として発生するわけです。例えば、本来一つの建物をつくったときに、当然、いろんな形態でやろうとするが、基本的には公共の施設が建った部分です。この公共の施設を運営するために、一定程度の経費、そのときどきの状況があるかも知れませんが、やっぱり一定程度の経費はかかると踏んで建ちよるはずなんです。じゃが、その経費をどう見るかによって、実は、後のその指定管理者が持つ権限の今度は範囲になりますから、その範囲によって、労働条件等が決まってくるという内面があるんだという認識を持ったら、その経費をどう見るのかということ、全然見方が変わってくるというふうに私は考えております。

ですから、例えば、皆さん方は、根拠のある経費ということ弾いておることであれば、やっぱりその根拠内の提案という格好で、指定管理者は提案せざるを得ん。それができんのなら提案外になるわけですから、例えば、1年あたりの指定管理料が仮に1万5,000円としますと。そしたら、1万5,000円以内の指定管理料で応募しなければ、結果としては採択外になるわけでしょう。予定価格をつくった場合。例えば1,500万円という皆さん方が言う線引きをします。しかし、1,500万円の水準よりも大きい数字であったとしても、公共施設をより町民のために運営していくという方向性があるなら、それはこだわりませんよという考え方かどうなのか、そこをちょっと再確認したいと思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今広田議員さんのおっしゃるとおりでございます。必ずしも町が示した額以下でなければならないというわけではないと思っております。それは、そのかわり、その提案をする限りは、今度はそれ以上の、町が求める以上のものが期待できるということが条件だとは思いますが、そのことについて、必ずしも工事の入札じゃございませんので、提案でございますから、それはいい提案だということになれば、それはそれで点数が上がるんじゃないかと思っております。

もう一つ、町が出す経常経費部分の積算のもとでございますが、例えば、普通作業員という形でこちらが求めておっても、その普通作業員じゃなくて、特定の能力を持った方をそこに雇用して、さらに大きなものをやろうというのであれば、それは当然その経常経費の人件費部分が高くなってまいります。また、町が今求めているのは、そこは提案の形ですから、どうぞそれはそういうノウハウを持った方を入れて、人件費を高くしても、もっとさらに活用を広めたいということであれば、それはそれでの提案でございますから、いい提案だということになれば、それは、指定管理者に優先交渉権が与えられるということだと思っておりますので、私たちが今出しているところは標準的な経常経費だというふうに思っていたきたいと思います。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 次に、もう一点は、やっぱり町の指定管理者制度のもともとのもつちよる宿命として、短期の契約と、最初3年で公募しました。しかし、実際的には3年では公募期間が短いことで、例えば、広島市なんかの事例を見ると、その公募期間自身が2回目には長くなるというのを私自身が調べてみてあります。それは、当然応募する側からすれば、短期で次の当てもないような段階であってはやっぱり困るというのは、指定管理者共通の思いではないかというふうに思うんです。そういうときに、やっぱりその間、これは一例ですが、その間問題がなかったら、次の契約のときに期間を延ばしたり、逆に公募であったものが非公募になったりという事例は各地であります。その辺も、やっぱり調査をしてみて、対応するんが今回困難であれば、私は困難とは思わないわけですが、もう既に締め切っておるわけですが、やっぱり協議の対象で可能かどうかも含めて今後やっていかなければいけない。とりわけ非公募の部分も、例えばその間問題がなかったら一定程度期間を延ばすと。今の非公募の段階の方で期間を延ばすということも私は必要性があるんじゃないかというふうに思いますが、それらの点についての考え方聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 公募の期間の問題でございますが、実は、3年と言われましても、実は今実績をもらっているのは2年なんです、実際は。それで、ただ、それでもってからの公募期間の変更をするということまでは議論ができておりません。そういうことでございますので、今回はもう既に今おっしゃられるようにお示ししておりますが、その期間のことも含めて、または公募している施設をまた非公募に戻すのがいいのか、また、非公募の施設を公募するのがいいのかということも含めて、次の段階ではなかろうかと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） いろんな諸問題があったとき、事例を見ても、18、19年度で総務省が発表した部分でも、35施設が指定管理が途中で終わっておるということもあります。それで、やっぱり基本的には、町と指定管理者が基本的な考え方を話し合いながら、これは今までも言ってきちよることですが、話しながらきちよと進めていくということが大前提ですので、ぜひ指定管理の持つ矛盾を対立的にとらえるんではなしに、きちんとしてより高める方向で改善していただきたいというふうに考えております。

今回の質問、多岐にわたりまして、私もはしょった質疑をしたり、答弁もらったりということではありますが、これをもちまして今回の一般質問終わりたいと思いますが、ぜひ竜崎もあとの部分、町民に誤解を与えないために最大限の、竜崎についてはぜひお願いしときたいというふうに思います。

以上で私の一般質問終わります。

議長（荒川 政義君） 広田議員の質問が終わりました。

.....
議長（荒川 政義君） 次に、11番、中村美子議員。

議員（11番 中村 美子君） 町づくりのために職員を研修視察させることについて、町長の所信をお伺いいたします。

これからの自治体は、おのずからの創意と工夫によって個性豊かな町づくりを進めなければならぬと言われ、10年後には自治体の取り組みいかんによっては、自治体間に相当の格差がつくだろうと言われております。個性豊かな町づくりを進めることは、新たな発想でなければなりません。これは、友人に聞いた話でございますが、富山県の魚津市では、30歳以下を対象にまちづくり探偵団派遣事業というのを実施しております。名称もユニークですが、これくらいの発想が必要かと考えます。若い職員にいろいろなアイデアがあっても発表する機会がなく、上からの指示によってもくもくと仕事を処理していく、そのことも大切ですが、そのうちに枠にはまった職員になっていくのが実態ではないでしょうか。そこでまちづくり活性化のために、第1点として、若手職員を視察研修に派遣することについてはいかがでしょうか。行政主導ではなく、民間団体や住民が協力してまちづくりに取り組んでいる事例を見ることは、職員の視点を転換させることにもなると思いますし、経費も多額なものにはなりませんので、毎年数人を一班として派遣することについていかがお考えでしょうか。

2点目は、まちづくりのためのアイデア募集です。これは1回限りではなく、毎年定期的に2回ないし3回募集するならば、常に問題意識を持つことにより、よいアイデアが出てくるであろうし、まちづくりに参加するといった意欲もわくのではないかと考えますが、町長いかがお考えでしょうか。

3点目は、規定の準備の問題ですが、研修条例規定として、1にまちづくり推進のための研修事業、中身は調査研究、地域間交流、地域の活性化、2番目に産業活性化推進のための研修事業として、まちの産業活性化、特産品の開発と地場産業の発展、産業の人材育成、3番目に文化、スポーツ推進のための研修事業、中身は新たな文化の創業、スポーツ指導者の育成等、計画により実施された研修はより一層の効果が上がるものと考えられますが、本町においても、こうした規則を策定することについて町長はいかがお考えでしょうか。

以上、3点について質問いたします。以上でございます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 中村議員さんの職員のまちづくり研修についての御質問につきましてお答えをいたしたいと思っております。職員の研修に関する建設的な御提案、ありがとうございます。基

本的に私は職員研修は非常に重要と思っておりますし、大好きでございます。本町の職員研修の基本は、周防大島町人材育成基本方針に沿って実施をいたしておるところでございます。余り目に触れていないかもわかりませんが、このような基本方針がございます。これに基づいて実施をしているところございまして、基本的なものは、県内の市町で構成いたします山口県市町職員研修運営協議会、これは県のセミナーパークで段階的にやっております研修ございまして、この研修では、当町として職員の出席を義務づけている基本講座がございます。今年におきましては、10の講座に職員を研修派遣しております。また、任意の参加を予定しているこのセミナーパークでの講習が27講座ございます。これは職員に呼びかけましてこういう研修があるが受ける希望はないかという形で出しております。これも結構ユニークな研修もありまして、それにも応募している方もたくさんあります。

そのほか東京にあります市町村職員中央研修所、行政アカデミーというところがございますが、ここの主催する国や地方のさまざまな行政課題などをテーマにした数週間にわたります研修メニューでございますが、ここにも参加をさせていただいております。また、本年度は財団法人地域活性化センター主催によります全国地域リーダー養成塾、これは1年間にわたって研修があるわけでございますが、1年間といいましても、月に1週間から10日ぐらいの研修が10回ございます。全国からの市町村職員を対象に研修が行われておりますが、現在これにも1名を参加させておりまして、公務員としての見識や主体性、さらにはその中で他の地域の職員と一緒に研修することによって、みずからの状態をちゃんと把握できる、そういうことを期待しているところでございます。

さらに高度な研修として、自治大学校というのがございますが、まだ合併してこれに派遣をいたしておりません。ぜひともこれにも派遣をしていきたいというふうに思っておりますが、これは、町村の場合、3カ月のちゃんと全寮制での研修ございまして、非常に将来の自治体職員として役に立つ研修であろうというふうにも思っておりますので、ただいま検討しているところでございます。

さらに今町で非常に進めておりますのは、県との人事交流の一環で、市町実務研修制度ということでございまして、平成17年以降、毎年当町から県のほうへ職員派遣をさせていただいております。

ちょっと御紹介いたしますと、これまでに派遣した職員、今現在、毎年2名ずつ県に派遣しておるんですが、過去には総務部の消防防災課、当然周防大島町の今の防災対策のためには非常に役立っております。今帰ってきて総務部の消防防災班に勤務しております。また、後期高齢者医療広域連合の事務局にも2年間にわたって派遣させた職員がおりますが、これも帰って実務的な場についておるところでございます。また、市町課の財政班、市町課の行政班、また中山間地域

づくり推進室というところにも過去に派遣させておりますが、今現在は、市町村課の行政班と健康福祉部の柳井健康福祉センターで高齢者福祉等を含めた福祉の研修をさせているところでございます。県内でも、町村の中では県との交流派遣が一番ぐらいではないかというふうに自負しているところでございます。

県への研修というのはどういうことかと申しますと、公務員としての基本的な知識の習得や資質の向上を目指すことが主眼に置かれております。毎日の県の実務と一緒にするわけでございますから、実務的な研修になるというふうに思っております。帰庁してからは、非常に本庁の業務に役立っているというふうに考えております。

また、教育委員会では、平成23年度の国民体育大会のアーチェリーの競技を受け入れるということに向けて、毎年数名の職員を研修派遣いたしております。これは、そういうアーチェリーの全国的な規模の大会に向けて、国体だけではなくて、この周防大島町がアーチェリーを受け入れるためにどのようにしたらいいかというふうな実務研修もありますので、こういうところに派遣して、その成果を期待しているところでございます。

中村議員さんのお尋ねのまちづくりに関する研修でございますが、さきに申し上げましたようなでき合いの研修に対しまして、職員の自主的あるいは自由研究的な型にはまらないような研修を想定しているものと思います。やらされる研修と違って、職員の創意と熱意に満ちた自主的な研修ということで大いに期待するところであります。そうした職員を育てることは全く異論はないところであります。

なお、これに似たような形なんです、今年度初めて取り組みましたが、周防大島町が進めております体験型修学旅行がございますが、これの誘致活動でございます。このような誘致活動を職員の研修の一環として考えまして、職員の自主的な、これは参加希望を募りました。こういう体験型修学旅行を各地区を回って誘致してくる、営業してくるという形で職員の自主的な参加の希望をとりまして実施したものであります。2班に分けて6組、要するに3班ずつが2回に行ったんですが、6組で12名が2日間にわたって、三次市と竹原市の全小中学校を回っていただきました。全小中学校で47校あるそうですが、47校を2日間で12名6組の職員で回っていただきまして、セールスをし勧誘をしまいいりました。当町への来訪を勧誘することによりまして、セールスマンとしての実体験を踏んだということと、参加職員からは、得がたい体験であったというふうな報告も受けておるところでありまして、今後ともまた形は少し変わるかもわかりませんが継続してまいりたいと思っております。

2点目の職員のアイデア募集についてでございますが、8月1日から職員向けの提言箱という形で設置をいたしております。各職員からメールで投稿できるシステムを設置いたしましたので、まちづくりアイデア等もこのシステムを活用させたいと思っております。

3点目の規定の整備についてでございますが、先ほど申し上げましたが、平成19年に周防大島町の人材育成基本計画を策定しておりまして、この方針に基づいて研修を行っております。規則の制定につきましてはできておりませんが、規則の制定をしてはどうかという御指摘でございますが、規則をより具現化したものがこの基本方針でございます。職員研修は非常に重要ということで、これは要綱でございますが、それは、規定等の整備もこの一つの上位法としてやることについては、全く異論はないわけございまして、また考えてみたいと思っております。

職員研修は非常に重要であります。今後とも職員研修を充実して、時代の変化に的確に対応できる人材育成を積極的に進めてまいりたいと思っておりますので、また、皆様方のそういう御提案も十分にいただき参考にさせていただきたいというふうに思っております。

議長（荒川 政義君） 中村議員。

議員（11番 中村 美子君） どうもありがとうございました。いろいろ今までもやっておられるようですが余り私たちに伝わっておりませんので、失礼なことも申し上げたかと思えますけれども、やはり人間としての基本的な養成といえますか、ちょっと2年前のことでございますけれども、ある人が役場に参りまして、高齢の方でございましたのでうろろうしている、だれも寄ってきてくれなかったと。どこに行っているのかわからなくて帰ってきて、そして、息子に電話して聞いたとかというような話もちょっと聞きまして、やはり、お年寄りの方はただたたった入りまして、そして、どこ行ったらいいのかわからなかったりすることがあるようでございます。やはりそのときには、若い方でも、「よくいらっしゃいました」というふうに言って、「何か御用でしょうか」「どんな御用でしょうか」ということを笑顔でやはり対応していただくと大変その方にはよかったのじゃないかと。もうそれはそのときだけだったかもしれませんが、そういうふうなことを私たちに話した方もおられます。非常に最近、若い方の笑顔で、以前私もそのことをある人に申し上げましたら、私らサービス業ではありませんというふうに答えられた方がおられまして、サービス業ではなくても、気持ちのいいやはり役場の内容というものは、非常に私たちも望んでおるところでございます。皆さん大変えらい方ばかりおられまして、そういうことにもお気づきじゃないかと思っておりますが、そのことをやはりお若い方にはなかなか言いづらいのじゃないかというふうなこともお見受けしておりますけれども、やはりそういうふうな、だれでも気楽に入れるような、そういう町政の中であってほしいなと思う意見で、そういう研修のことも出したのでございますけれども、やはりいろいろな職員研修について、ニーズに対応したことを勉強していただけたら大変幸せるかと思えます。大変げさなことを申しましたが、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） いろいろ申し上げましたが、今御指摘のように、幾ら立派な研修をやっ

ても成果があらわれなければ全く意味のないことをごさいますて、金をかけることばかりでございます。ぜひともお客様の窓口対応を含めましてから、十分な明るい役所ということで、これからも努力してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思ひます。

議長（荒川 政義君） 中村議員。

議員（11番 中村 美子君） どうもありがとうござひました。やはり町政というのは、住民の地域の方々非常に頼りにしておられます。それなので、特に大島は高齢の方が非常にふえておりますので、どうぞそのことについてよろしくお願ひいたします。

これで質問を終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で中村議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

日程第2．議案第1号

日程第3．議案第2号

日程第4．議案第3号

日程第5．議案第4号

日程第6．議案第5号

日程第7．議案第6号

日程第8．議案第7号

日程第9．議案第8号

日程第10．議案第9号

日程第11．議案第10号

日程第12．議案第11号

議長（荒川 政義君） 日程第2、議案第1号平成21年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）から日程第12、議案第11号平成21年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）までの11議案を一括上程し、これと議題とします。

本会期初日に質疑はすべて終了しておりますので、これより討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はありますか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 議案第1号平成21年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）について、反対の立場から討論をしたいというふうに思ひます。

まず、今回の補正の特徴、財源的に見ますと、一般的に言われる自主財源といえは、翌年度繰越金及び地方交付税のうち、特別交付税病院分を除く部分であります、その金額をどのように計上していくかという点であります。全体予算を財源で見ますと、今回経済危機対策交付金残高

5,780万円、そして、公共投資交付金4,600万円、合計で1億380万円となっております。そして、国庫補助金等で8,522万5,000円、起債で2億5,050万円、一般財源分として4億4,625万7,000円、総額で8億8,578万2,000円というふうになっております。

私が常々議会で言ってきたのは、地方自治体の役割って何かということをおもて今まで議論してきました。国の悪い政治、これからの防波堤となってそれぞれの自治体が町民生活をどう守っていくのか、この点が大事であるという点を明らかにしてまいりました。また、周防大島町が抱える問題としては、17、18、19年度に大幅カットされた普通交付税、広義の意味での交付税分、これを、あの当時削られた部分を、どうそれじゃ協議の中で新たな予算として設けていくか、この点が予算や補正予算にかかわる部分が大事であるというふうを考えております。今回そういう意味では、例えば、身近な環境整備に当たる部分として総合支所部分の1,000万円とか、また、道路新設改良とか、これ5,000万円余りでしたか、そういう部分については決して否定するものではありませんし、また、私が常々言っていた金利の高い部分の借りかえ、これに伴う部分も、結局は将来の周防大島町の財政を少しでも助けるという立場から私も言ってきたわけですから、私は、ええことだというふうに思っております。

しかし、実際的に考えていただけないのは、17、18、19何が起こったのか。今回実は、御承知のように、昨年から見ると交付金という名前でかなりの金額がふえております。これほとんど環境整備に回っております。ですから、環境整備について、かなり復活してきたというふうを考えております。この間のあの3年間の地方交付税の減額、これは結局私自身が所管しておりますが、民生にかかわる部分、国庫補助のいわゆる改悪で、実際的には国庫補助がつかなくなってサービスが低下した部分とか、いろいろ民生にかかわる部分はなかなか、いわゆる揺り戻しという言葉は正しくないですけど、復活できるか、私、ここが今から先の椎木町長の方向性、これが私は試されているというふうに思います。

それとあわせて、特に今周防大島町民が当面する厳しいと言われる部分が、実は国民健康保険税、値上げの前に一気に1億円余りの基金を取り崩して、翌年度値上げをした。あの時期以降、一世帯当たり2万円、一人当たり1万円の値上げは、実際的には非常にこたえているというのが町民感覚なんです。私は、絶対に窓口でも出てきよるというふうを考えております。そういう意味では、一般会計と特別会計を見るとき、これは独立したのが特別会計だと言われる方もおられますが、実際的にはその特別会計も一般会計から繰り出さなければ、そういう町民の要望はなかなかできないという部分があるんです。

ですから、今回、それでどうするかといえば、3億円余りの財政調整基金圧縮分を利用すれば、私は特別会計として、国保等に対して、実はその財源となり得るというふうを考えております。

この点での、私の認識は明確にして、反対討論としたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号平成21年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより起立による採決を行います。議案第2号平成21年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより起立による採決を行います。議案第3号平成21年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第4号平成21年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第5号平成21年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第6号平成21年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第7号平成21年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第8号平成21年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第9号平成21年度周防大島町漁業集落排水事業特

別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第10号平成21年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第11号平成21年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・

議長（荒川 政義君） 以上で本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は、あした9月17日木曜日午前9時30分から開きます。

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時54分散会